

令和 3 年 度

岡山市内部統制評価報告書審査意見書

岡 山 市 監 査 委 員

岡 監 第 1 3 8 号  
令 和 4 年 9 月 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員	重 松 浩二郎
同	土 居 幸 徳
同	中 原 淑 子
同	吉 本 賢 二

令和3年度岡山市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和3年度岡山市内部統制  
評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度岡山市内部統制評価報告書審査意見

## 第1 審査の対象

令和3年度岡山市内部統制評価報告書

## 第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年6月23日から

令和4年8月24日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、岡山市監査基準に準拠し、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、評価の根拠となる資料の閲覧及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第4 審査の結果

審査に付された令和3年度岡山市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

## 第5 備考

令和3年度の評価の過程で運用上の重大な不備（1件）が発見されており、内部統制は評価対象期間において有効に運用されていなかった。

なお、重大な不備については再発防止に努められたい。